

立川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の公布による。

立川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

立川市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年立川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除は、議会の同意を得なければならない。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除は、議会の同意を得なければならない。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。